

みやき町長から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和5年11月24日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 都市計画の種類及び名称

みやき都市計画公園 5・4・1号 （仮称）みやきスポーツパーク

2 縦覧場所

佐賀県県土整備部まちづくり課